

No.	種別	起業者	事業名	申請年月日	処分年月日	事務に要した日数 (補正期間を含む)	徴収手数料	面積(m ²)		事業費(千円) (用地費及び補償費)	地権者数 (建物所有者の内数)	取得完了 申出年月日	事前説明会 実施日	備考
								収用	使用					
1	23・35	豊田市	山村活性化事業「里山耕」事業交流施設建設事業及びこれに伴う附帯工事	H21.06.01	H21.07.24	54日	158,000	2,305.15	0.00	98,331 (10,553)	1	H21.09.17	H21.04.21	
2	23	社会福祉法人 ニコニコハウス	「生活介護事業所笑ちゃん(仮称)」新設工事	H21.06.30	H21.08.28	60日	158,000	401.68	0.00	94,000 (42,000)	1	H21.10.01	H21.06.28	
3	23	社会福祉法人 みなと福祉会	「(仮称)障害者ケアホーム入場」及び「(仮称)児童デイサービスさざなみ」施設整備事業	H21.07.21	H21.09.11	53日	158,000	369.28	0.00	184,960 (35,000)	1	H21.10.09	H21.06.21	
4	1	小牧市	市道宮前4号線改築工事 (愛知県小牧市小牧五丁目地内から同市小牧一丁目地内まで)	H21.09.24	H21.12.08	76日	158,000	2,154.00	5.00	1,748,182 (1,343,499)	37		H21.09.01	収用
5	31	長久手町	長久手町新給食センター(仮称)新設事業	H21.11.06	H22.01.05	61日	158,000	6,743.37	0.00	2,319,257 (186,850)	15		H21.11.03	
6	1・31	岡崎市	岡崎市東部学校給食センター移転建設事業及びこれに伴う市道付替工事	H21.11.18	H22.01.12	56日	158,000	15,694.18	0.00	3,021,498 (322,555)	11		H21.10.16	
7	21	学校法人 名古屋カトリック学園	学校法人名古屋カトリック学園 サンタマリア幼稚園運動場及び駐車場拡張事業	H21.12.15	H22.02.05	53日	158,000	3,736.89	0.00	29,400 (25,000)	1	H22.03.31	H21.11.19	
8	32	一色町	佐久島基盤整備事業宿泊型農業施設(クライガルテン)整備工事	H22.01.12	H22.03.05	53日	158,000	7,490.00	0.00	1,533,895 (23,652)	21	H22.06.02	H21.12.17	
9	31	愛西市	(仮称)愛西市学校給食センター建設工事	H22.01.15	H22.03.05	50日	158,000	5,486.00	0.00	1,533,895 (66,674)	2	H22.06.10	H22.01.09	
10	23・31	武豊町	武豊町南部子育て支援センター(仮称)及び耐震性備蓄倉庫整備事業	H22.01.19	H22.03.05	46日	158,000	3,223.59	0.00	317,021 (268,668)	1		H22.01.08	
11	23	豊川市	豊川市はちなん児童館(仮称)建設工事	H22.01.22	H22.03.05	43日	158,000	1,024.02	0.00	180,018 (12,524)	1		H22.01.09	
12	22	豊田市	豊田市生涯学習センター前林交流館新設工事	H22.03.24	H22.06.29	98日	158,000	6,445.07	0.00	1,036,000 (148,340)	5		H21.12.16	
11 件			平成21年度認定分	平均所要日数	55.00日	—		0.00 55,073.23	5.00	12,096,457 (2,633,655)	97			
12 件			平成21年度申請分	平均所要日数	58.58日	1,896,000		0.00 55,073.23	5.00	12,096,457 (2,485,315)	97			

上段(建物)
下段(土地)

- ※ 1 道路法(昭和27年法律第180号)による道路、道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般自動車道若しくは専用自動車道(同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。)又は駐車場法(昭和32年法律第106号)による路外駐車場
- 21 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設
- 22 社会教育法による公民館(同法42条に規定する公民館類似施設を除く。)若しくは博物館又は図書館法による図書館(同法第29条に規定する図書館同種施設を除く。)
- 23 社会福祉事業法による社会福祉事業若しくは更正保護事業法による更正保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合
- 31 国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設
- 32 国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設
- 35 前各号のいずれかに掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舎その他の施設